

宮津市 原油価格・物価高騰等対策 補助金

宮津商工会議所では、「宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金」事業について宮津市より委託を受け、現在、申請を受付けています。

省エネ機器の導入、生産性向上のためのDX化対応、地元農林水産物の商品化等の取り組みをご検討中の市内事業者の皆様、申請前にご相談ください。

補助対象者	宮津市内に事業所を有する中小企業・団体、個人事業主等 ※ 申請は1事業者につき1回のみ		
補助上限額	10万円又は30万円 (詳細下記参照)	補助率	税抜額の1/2 (千円未満の端数切捨て)

補助対象経費 以下の①～③の事業に取り組むにあたって必要となる経費
※令和6年1月31日までに完了するもの

① 省エネ機器の導入に係る事業

- ・エアコン、照明器具、電球、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース、エコキュート（電気温水機器）、ガス温水機器、石油温水機器の導入に係る経費
※上記9品目で省エネ効果が下記の基準を満たすもの。

家電用：統一省エネラベルの「多段階評価点」★3.0以上

（エアコンについては新基準（目標年度2027年度）による評価）

電球は、統一省エネラベルの「省エネ基準達成率」100%以上

業務用：15%以上の省エネ改善効果（メーカー等が発行する証明書が必要）

下限額
5万円

上限額
30万円

② DX化対応に係る事業

- ・業務システムの導入（在庫・販売・勤怠管理、セルフオーダーなど）
- ・会計システムの導入（インボイス対応、キャッシュレス対応など）
- ・店舗内Wi-Fiの整備、ECサイト販売の導入に係る経費 等
- ・上記に係るアドバイス、コンサルティング経費（副業・兼業人材の活用経費など）

上限額
10万円

③ 地元農林水産物の商品化に係る事業

- ・新商品の開発又は既存商品の試作に係る委託料、原材料購入費
- ・新商品の開発又は既存商品の評価、分析に係る経費
- ・商品パッケージのデザイン作成費、機器等のレンタル・リース料 等
- ・上記に係るアドバイス、コンサルティング経費（副業・兼業人材の活用経費など）

※②、③の合計額で補助金額を算出
※どちらか一方の事業のみも申請可能

※対象経費に関する留意事項

①について、上記9品目以外の機器の導入は対象外です。

②について、汎用性の高いノートパソコンの購入費は対象外です。
(導入するシステムでのみ使用するタブレットは対象)

③について、地元農林水産物を新たに使用しない商品開発は対象外です。

また、本業（販売）に使用する原材料費や機器等の購入費は対象外です。

※ 詳細については、HP等で公表の申請要領をご確認ください。



申請方法等

郵送又は窓口^①に直接提出（宛先裏面）

申請期間

令和5年7月3日(月)から令和6年1月31日(水)まで(消印有効)

※ただし、予算上限額に達した場合は早期に終了する場合がありますため、早めの申請を推奨します。

※申請書等はHPからダウンロードする他、宮津商工会議所・市役所窓口^①に配架しています。

※申請に必要な提出書類等については裏面^①をご確認ください。

申請の流れ

事業完了後に必要な書類を提出してください。
(事業内容に係る質問等、必要に応じて事前に相談を受付けます。)

事前相談

交付申請に当たってのご質問等について、宮津商工会議所経営支援課
(☎ 0772-22-5131)にご相談ください。

ヒアリング

申請書の内容について、必要に応じて聴き取りを行います。

事業実施

申請要領等により補助対象者及び補助対象経費の要件を十分にご確認ください。
省エネ性能等の要件を満たさない場合は補助対象外となります。

交付申請書の提出

事業完了後30日以内又は令和6年1月31日のいずれか早い日までに必着で、
郵送又は持参により必要書類を提出してください。

交付決定兼額の確定通知

申請書受領後1カ月を目途に交付の可否及び確定した交付金額を宮津市から
文書で通知します。

精算払

額の確定後2週間程度を目途に、宮津市から請求書口座へ振込を行います。

申請書類

令和6年1月31日までに事業を完了し、提出してください。

- 宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金交付申請書(様式第1号)
- 事業報告書(様式第2号、事業内容で様式を選択)
- 収支決算書(様式第3号、②DX化③地元農産物の商品化の場合のみ)
- 同意・宣誓書(様式第4号、代表者の方の署名又は押印が必要)
- 領収書(支払の証拠書類)
- 登記事項証明書の写し(法人の場合のみ)
- 市内で事業を営んでいることがわかる書類(個人事業主等の場合のみ)
- 写真(購入・レンタル・リースした機器等、開発した商品等)
- 商品説明書やカタログ等(購入・レンタル・リースする機器等)
- 位置図、平面図(工事等が伴った場合のみ)
- 委託、雇用に係る契約書の写し(業務委託や副業・兼業人材の雇用がある場合のみ)
- 請求書

個別相談会

宮津商工会議所にて個別相談会を下記のとおり開催します。

- ①令和5年7月20日(木) ●時 間:各日、9時~16時(12時~13時除く)
- ②令和5年8月21日(月) ●会 場:宮津商工会議所 ※1社30分程度
- ③令和5年9月21日(木) ※先着順で受付しますのでご了承ください。

申請書送付 相談・問合せ

宮津商工会議所 経営支援課【宮津市委託事業】

〒626-0041 京都府宮津市字鶴賀2054-1

電話:0772-22-5131

FAX:0772-25-1690

E-mail: shienka@miyazu-cci.or.jp